

長野市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成27年6月9日

長野市監査委員	鈴木 栄 一
同	轟 光 昌
同	岡 田 莊 史
同	寺 澤 和 男

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 設計及び施工について 小規模工事の品質に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書 3 ページ)</p> <p>消防施設の倉庫設置工事において、基礎部分のコンクリート強度が不足していると思われる事例があった。</p> <p>器具倉庫の新設に当たり、小規模工事で発注手続を行っていたが、設計付見積書の工種・種別の内訳欄や設計図に基礎コンクリート強度に関する記載がなく、また、しゅん工後の使用材料伝票が添付されていなかったことから伝票の提出を求めたところ、その材料強度は 21N/mm^2 であった。公共建築工事標準仕様書等に基づけば、倉庫の鉄筋コンクリート造の基礎部分の設計基準強度は 21N/mm^2 以上であり、さらに構造体強度補正值（3 または 6N/mm^2）を加算するとされていることから、必要な設計強度は 24N/mm^2 以上となり、基準となる設計強度を満たしているとは考えにくい。</p> <p>近年、施設の耐震化及び長寿命化を考慮した設計が行われている中、小規模工事においても例外とは言えない。国等の設計基準に基づいた品質が確保されるよう小規模工事の設計付見積書等の内容確認は、厳正に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(警防課・建築課)</p>	<p>公共建築工事標準仕様書では、コンクリートの設計基準強度は「特記による」と明記されているため、小規模工事においても、設計付見積書の図面や内訳書に必要なコンクリート強度が明記されているか確認し、施工時の現場チェックも強化するよう職員に周知徹底をすることで改善を図った。</p> <p>今回の物件は、設計基準強度が特記されていないが、面積が約 5.4m^2 の物置であり、10m^2 以内の簡易な建築物に該当し、建築基準法上、基礎は鉄筋コンクリート造でなくてもよい規模のものである。21N/mm^2 のコンクリートであれば強度的には問題ない。</p> <p style="text-align: right;">(警防課・建築課)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 積算について 小規模工事の設計積算に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>小規模工事の積算について、以下のような誤った事例があった。</p> <p>ア案内看板撤去工事の積算に伴い交通誘導員費を計上していたが、その諸経費の計算に当たり、長野市建設技術委員会が定めた安全経費の緒経費率を誤って算出していたもの</p> <p>イ道路防護柵設置工事の積算に当たり、道路課、河川課、維持課では小規模工事の統一事項を定め、設計額 50 万円を超え 70 万円以下は、万円未満を切り捨て万円単位としているが、端数処理を誤って千円単位で算出していたもの</p> <p>担当部署では、国・県等の設計積算基準や市の要領等に基づき、工事費の積算を適正に行うとともに、チェック体制の強化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(中条支所)</p>	<p>アの小規模工事の交通誘導員費にかかる安全経費率は平成 20 年 12 月 1 日付け長野市建設技術委員会通知で定められている。また、イの設計書合計金額については「積算基準及び標準歩掛（長野県建設部）」で 50 万円未満と 50 万円以上で千円止か万円止かが定められている。</p> <p>指摘事項については、設計書の金額及び諸経費率等の算定の扱いを十分に理解していなかったことが原因であったため、説明会（平成 27 年 4 月 17 日）を行い適正な積算及び詳細な照査を周知・徹底することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(中条支所)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 契約について 解体工事の契約及び事務に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: center;">(報告書 4 ページ)</p> <p>500万円未満の解体工事 3 件を書類監査したところ、建設工事請負契約書式に定めた「解体工事に要する費用等」を記載されていないものが 2 件あった。</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第13条においては、特定建設資材（木材、コンクリート、アスファルト混合物等）を用いた一定規模以上の解体工事等に係る契約を行う場合に、以下の①から④までの 4 事項を書面に記載するとされている。</p> <p>① 分別解体等の方法 ② 解体工事に要する費用 ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ④ 再資源化等に要する費用</p> <p>2 件の工事は、解体工事の床面積合計がそれぞれ80㎡以上であったが、上記 4 事項に関する書面が契約書に添付されず、またその内 1 件については県知事（市は建築指導課）に工事着手前に提出するとされる建設リサイクル法第11条の規定による再資源化等の「通知書」も提出していなかった。</p> <p>建設リサイクル法は、建設工事に伴い発生する廃棄物の分別解体と再資源化により、廃棄物の減量等を通じて生活環境の保全及び経済の発展に寄与することを目的としている。法律に基づき、必要な事項が記載された契約書を作成されるとともに適切な事務執行に留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課、駅周辺整備局)</p>	<p>建設リサイクル法第 13 条における一定規模（注 2）以上に該当する可能性がある工事については、工事担当課（設計担当者）とあらかじめ連絡調整等の対応を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>なお、契約課において、一定規模以上に該当するかどうかは、単に工事名（「解体工事」と標記されるもの以外の工事）、請負対象金額及び面積等の設計大要から、建設リサイクル法でいう「建築物」及び「建築物以外の工作物」など、要否の内容を把握することは極めて困難である。</p> <p>したがって、あらかじめ設計図書等に一定規模以上の要否の明記をしてもらう等の方法により、内容を把握し、入札公告の掲載などへ反映していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課)</p> <p>建設リサイクル法第 11 条の規定による再資源化等の「通知書」については、本件解体工事の場合、直接施行の宣言後、区画整理事業施行者が解体に着手できることになっており、宣言前は長野市が行うか民間で行うかが不明であった。直接施行の宣言直後すみやかに実施範囲を明確にする必要性から仮囲いの工事に着手しなければならず、通知する暇がなかったことが、原因であった。今後は、直接施行を宣言する前日に建築指導課へ「通知書」を提出することとし、改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(駅周辺整備局)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>4 施工について 公園管理道路の施工と施工協議に関し注意すべきもの (報告書 4 ページ～ 5 ページ)</p> <p>公園整備工事において注意すべき事項が 2 点あった。</p> <p>1 点目は、新設する管理道路の施工において、高さ 1.65m の盛土を行い道路築造する際に、幅 2m の舗装部は一層の仕上がり厚さを 20cm ごとに締め固め、法面部分は別に厚さ 30cm ごとに締め固めていた件についてである。</p> <p>道路土工要綱によれば、路体盛土（1 m より下の部分）は 30cm 以下ごと、路床盛土（舗装面から 1 m の厚さ部分）は 20cm 以下ごとで各層を締め固めなければならないとされている。道路盛土などの土構造物は、コンクリート構造物に比較すると、外力が働くことで容易に変形しやすい性質があり、施工方法やその品質が適切でなければ沈下するおそれもある。工事の手順や工法等は長野市建設工事共通仕様書の中で、施工計画書に施工方法、施工管理計画等を記載し、監督員に提出するとされ、契約規則では監督員は、契約者が作成した書類を審査して承認するとされている。上記要綱等に基づく施工方法等の審査・承認を行うとともに、必要に応じ現場立会い・確認をするなど、適切な工事監督に当たられたい。</p> <p>2 点目は、受注者に対し、書面による施工協議が行われずに工事内容の変更を行った件である。</p> <p>(次頁に続く)</p>	<p>施工計画書に記載された施工方法を精査するとともに、現場立会い・確認を徹底するよう、設計担当者に周知徹底を図るとともに、施工計画書の決裁段階において、施工方法に関する項目を必ず確認するよう、チェック体制を強化した。</p> <p>(公園緑地課)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>本件では、新たに発生した工種、植栽移植工の本数及び舗装工の面積等の変更を行っていた。しかし、新たに発生した工種以外の施工協議書は作成されておらず、受注者に対する指示・承諾が不明な状況で工事内容の変更が行われていた。口頭のみ指示・承諾は、変更内容の正確性等が担保されず、契約に関する紛争を防止する観点からも望ましくないため、契約約款や長野市工事監督要綱に基づき、受注者に対する指示及び承諾は、工事施工協議書等の書面により明確に行われたい。</p> <p style="text-align: center;">(公園緑地課)</p>	

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>第 6 意見</p> <p>2 研究を要する事項について 建築物解体（取壊し）工事における工事 価格決定方法について (報告書 7 ページ)</p> <p>市有施設解体工事の現場実査、書類監査 を実施したところ、見積書による工事価格 の決定方法について、研究を要すると思わ れる事例があった。</p> <p>建築物解体工事については、物価資料等 への単価掲載が少なく、共通費（共通仮設 費、現場管理費、一般管理費等）の算出も 事業者からの見積りによるものとされて いるため、複数の者に工事費の一括見積り を依頼しており、その見積価格の妥当性 について各者ごとにヒアリングを行い、査定 した上で工事価格としている。</p> <p>本工事では、3 者に対し見積り依頼後、 ヒアリングを行い、最も廉価な価格に査定 率を乗じた価格を設計金額としている。し かし、実際の入札時においては、3 者とも ヒアリングの際の価格よりも更に低い価 格を入札額としており、また、最低制限価 格を下回る失格者も出ているなど、結果と して割高感のある受注額とも考えられる。</p> <p>今回の入札結果から、建築物解体工事の 積算は、入札結果のデータを蓄積し整理す ることにより、見積額に対する査定率の参 考とすることも一つの方法であり、市場の 実勢価格に沿ったより適正な設計額が算 出できるものと思われる。</p> <p>今後、公共施設マネジメント指針や公共 施設再配置計画などにより、建築物解体工 事は増加するものと予測されるが、適正な 工事価格の算定基準の参考となるよう見 積価格の調査・研究を進められることを期 待するものである。</p> <p>(体育課・建築課)</p>	<p>解体工事については、見積額と入札結果のデー タを収集し、定期的に査定率の妥当性について調 査・研究をしていくことで改善を図ることとした。 (スポーツ課・建築課)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>3 小規模工事の発注について (報告書 8 ページ)</p> <p>長野市契約規則の一部改正に伴い、工事の請負契約については、平成26年6月20日以降に見積りの依頼を行った契約からは、1者から見積書を徴することにより随意契約をすることができる工事(いわゆる小規模工事)の額が、予定価格で50万円以下から70万円以下となった。これにより、平成26年度後期の工事監査における小規模工事の契約件数は、前年度同期に比べ109件(7.6%)増加し、1,548件となった。</p> <p>小規模工事は、入札手続きが不要であるとともに事務に関する手続きも簡素化されているため、工事の迅速な実施、事務の軽減を図ることができる。一方、あらかじめ定められた工事書類の提出が少ないことなどから、施工の品質や安全な現場管理、工事設計時の内容との不一致、誤びゅう、脱漏等には十分な注意を払い、適正な工事価格による優良な工事が行われるよう配意しなければならない。また、事業者選定の偏りや競争性がなくなることにも注意が必要となる。</p> <p>このようなリスクを伴う小規模工事であるが、設計事務等の負担軽減が図れることなどから、工事内容や経費の調整などを行い小規模工事として実施しようとする傾向が見られる。</p> <p>今回、監査対象とした交通関係の設備設置工事において、一括して発注されることも可能と思われる工事を、2件の小規模工事として発注したものがあつた。これらの工事は、市電動バス専用の充電設備の設置を目的として、電気設備工事(受電設備と地下配線工事で約69万円)及び建築工事(充電機器の基礎工事と雨除けの上屋工事で約67万円)を同時期に別発注し、それぞれ別の事業者により施工されたものである。 (次頁に続く)</p>	<p>同一敷地で同時期に発注する工種の異なる小規模工事については、工事内容やそれぞれの工事価格等を参考に、一体の工事とすべきか分離発注とすべきかを業者選定委員会の中で更に十分検討し判断するよう改善を図つた。</p> <p>また、分離発注とした場合には、それぞれの担当者が、他の工事の設計付見積書を相互にチェックし施工区分を明確化するとともに、施工時にも相互で現場チェックを行うよう職員に周知徹底をすることで改善を図つた。 (交通政策課・建築課)</p>

措置の通知書

平成 26 年度 随時監査（工事監査・後期）（26 監査第 150 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>(続き)</p> <p>設計付見積書の内訳を見ると、連続したアスファルトの掘削及び復旧は、それぞれの工事で見積もられているが、工事写真を確認したところ、それらの工事は一方の受注者により行われるなど、両工事の施工区分が不明瞭であり、また、一方の設計付見積書の内訳と実際に施工する工事内容との不一致が発生していた。</p> <p>一体の工事とすることで請負金額が100万円以上となる場合、経費の節減や入札により競争性が働くなど価格面で有利になる可能性や、検査記録表や試験成績表などの工事書類の提出も必要となることから、より安全な施工や品質が確保されるとともに施工責任の明確化というメリットもある。</p> <p>今後、一体の工事としない小規模工事による分離発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて、経済合理性、公正性に反しないかを十分に検討するとともに、分離発注が適当と判断した場合は、見積りの重複を防止する観点から工事全体を統括する職員を置くなど、適切な工事の実施が担保されることを望むものである。</p> <p>(交通政策課・建築課)</p>	